

# 一 關市

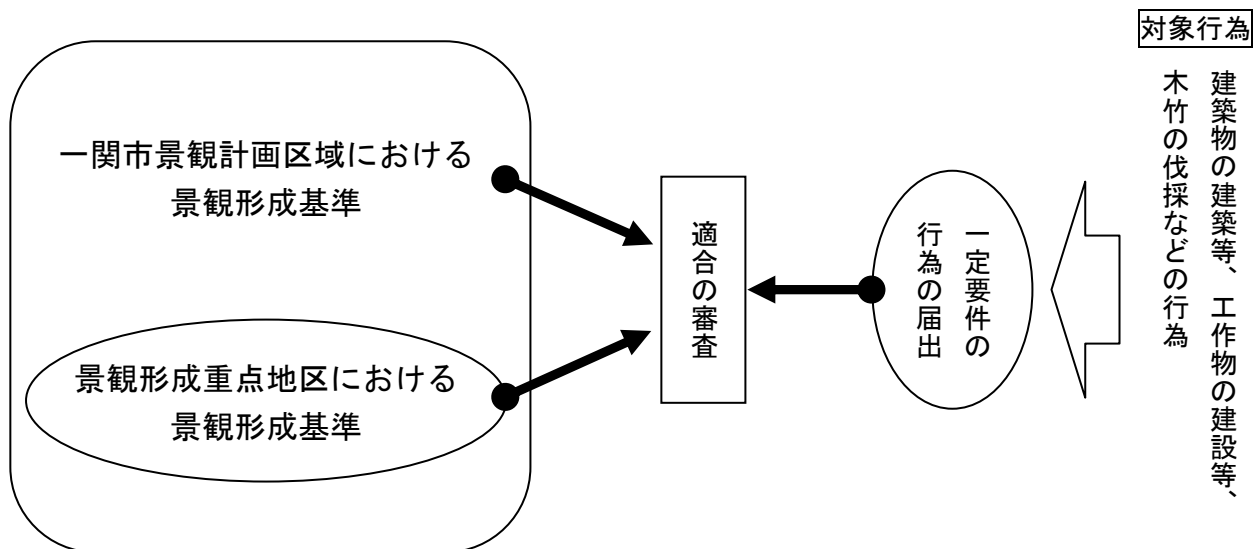
## 景觀計畫

### 第6章 景觀形成基準

# 6章. 景観形成基準

## 6-1 景観形成基準の構成

景観形成基準は、本市の良好な景観を維持・保全し、誘導し、創出するために、一定の行為を対象としてルールを定めるものである。本計画では、一関市景観計画区域（本寺地区景観計画区域を除く本市全域）における基準、景観形成重点地区における基準により構成する。



## 6-2 景観形成基準について

将来像並びに基本方針に基づく景観まちづくり<sup>\*</sup>を推進するため、建築物の建築等、工作物の建設等、その他開発行為や物件の堆積などの対象行為に対して、配慮すべき「指針」と則すべき「基準」に分けて定める。

**指針**…建築物等の建築等、工作物等の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他土地の区画形質の変更などの対象行為を実施する際、良好な景観形成のために配慮すべき事項

**基準**…建築物等の建築等、工作物等の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他土地の区画形質の変更などの対象行為を実施する上で、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

## 6-3 一関市景観計画区域における景観形成基準

### 【一関市景観計画区域における届出対象行為】

区 分		規 模 等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000㎡を超えるもの <sup>注1</sup>
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ 13m 又は築造面積 1,000㎡を超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート <sup>※</sup> 、コースターその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ 13m 又は表示面積 25㎡を超えるもの
擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ 20m を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ 5m 又は堆積の用に供される土地の面積 1,000㎡を超えるもの、かつ堆積期間が 90 日を超えるもの
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取 <sup>注2</sup> 、鉱物の掘採 <sup>注2</sup> 、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が都市計画区域内では 3,000㎡、区域外では 10,000㎡を超えるもの のり面、擁壁を生ずるもので高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの

注 1…専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く

注 2…農地又は河川での行為は対象外

以下の行為は届出の適用除外とする。（景観法第 16 条第 7 項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為
- ・ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為
- ・ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

【一関市景観計画区域における景観形成基準】

【共通事項】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。</li> </ul>	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。</li> <li>■ 市街地内の建築物は、隣接する建築物との景観的な調和を図り、良好な町並み形成に配慮する。</li> <li>■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のもを奨励する。</li> </ul>	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。</li> <li>■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。</li> <li>■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。</li> </ul>
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。</li> <li>■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。</li> </ul>
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。</li> <li>■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。</li> </ul>

【工作物】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。</li> </ul>
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。</li> <li>■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。</li> </ul>
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。</li> <li>■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。</li> </ul>
【屋外における物件の堆積】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。</li> </ul>
基 準		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。</li> <li>■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。</li> <li>■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。</li> <li>■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。</li> </ul>
【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】		
指 針		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。</li> </ul>
基 準	土石の採取 又は 鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないう、樹木又は塀等による遮へいに努める。</li> <li>■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。</li> </ul>
	開発行為 又はその他 土地の形質 の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにすること。</li> <li>■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。</li> </ul>

■ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

- ・ 一般国道 342 号（巖美街道）、一般国道 342 号（一関街道）、一般国道 284 号（気仙沼街道、千厩地域の旧道を含む）、一般国道 343 号（今泉街道）とその沿道部
- ・ 北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川、大川、津谷川の各河畔

## 6-4 景観形成重点地区の指定方針

本計画の対象区域は一関市全体（本寺地区景観計画区域を除く＝一関市景観計画区域）であるが、一関市の景観まちづくり※において、特に重点的に景観形成を図っていくべき「景観形成重点地区」を、地域住民の意向把握と十分な合意形成を踏まえながら、以下のような方針に基づき指定する。

### 【指定の方針】

#### 方針1 地域の景観づくり意識の高い地区

- 良好な景観の保全・創出のためには、地域住民の継続的な関わりが重要となることから、地域のまちづくりにおいて景観を活用した何らかの取り組みを既に行っている地区や、景観づくりに対する地域住民の意識の高い地区を指定する。

#### 方針2 特に重要な景観資源として、保全の必要性が高い地区

- 本市及び各地域の個性ある景観形成の核をなし、特に重要な景観資源として保全の必要性が高いにもかかわらず、他法令等により適正な保全方策が図られていない地区については、他地区とは別に良好な景観形成のための基準を定めることが必要であることから、このような地区を指定する。

#### 方針3 特徴的な景観資源のまとまりがある地区

- 特徴的な景観資源がある程度のまとまりで見られる地区、または特徴的な景観資源とあわせて周囲の景観にも配慮すべき地区など、ある程度面的なまとまりのある地区を指定する。

#### 方針4 住民が共通認識をもてる地区

- 住民が一関の特徴的な景観資源として共通認識をもてる地区を指定する。

#### 方針5 景観づくりの効果が目に見えやすい地区

- 景観づくりの効果が比較的目に見えやすい地区として、来訪者や住民が集まる場所、沿道や街並み整備など、まちづくりをあわせて行っていくべき地区を指定する。

#### 方針6 その他行政各分野で進める施策上の重点地区

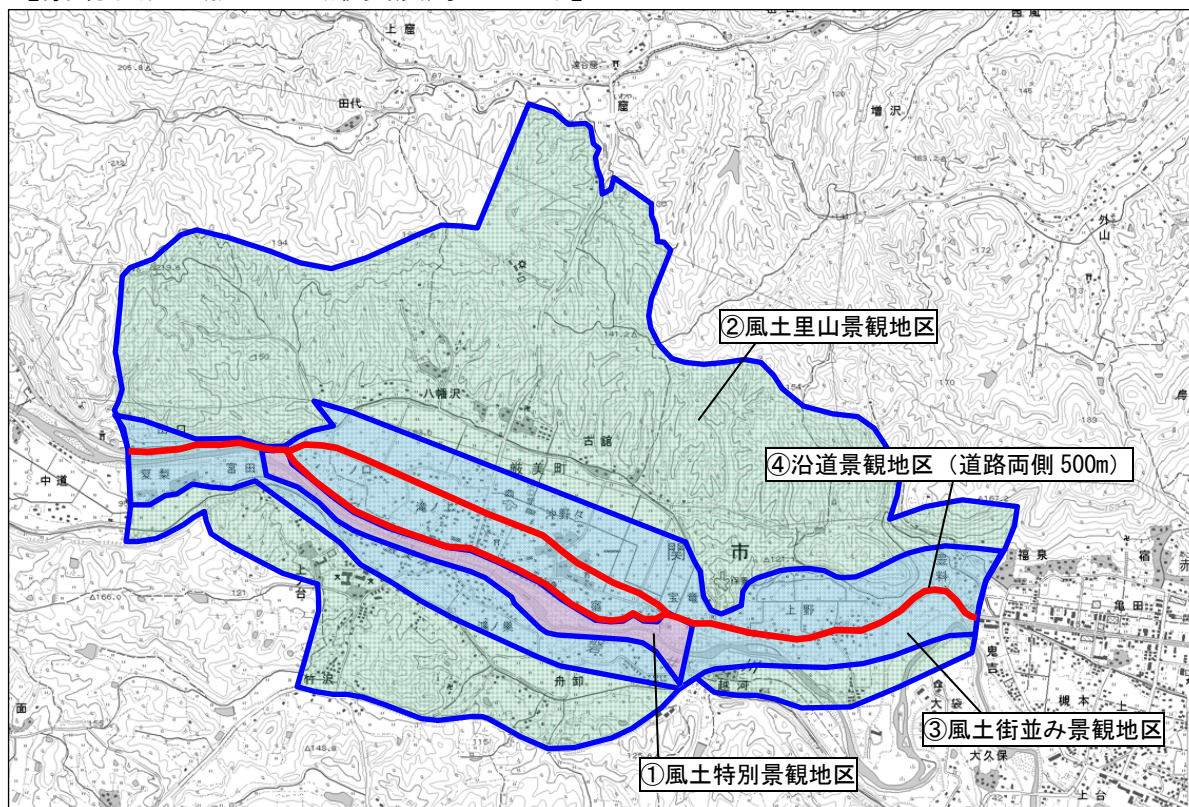
- 方針1～5に該当する地区のほか、行政として重点的に施策を進める地区、公共投資を行う地区については、それとあわせて地域の景観まちづくりを喚起することが考えられるため、このような地区を指定する。

## 6-5 景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における景観形成基準

景観形成重点地区として、前述の1～6の方針を踏まえ、地域住民の意向などを十分に把握したうえで指定を行う。

厳美溪周辺地区については、岩手県でも平泉周辺景観形成重点地域の一部として位置づけられていることから、厳美溪の文化的価値や景勝地及び観光地としての拠点性を踏まえ、景観形成重点地区として指定する。

### 【景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）】



### 【誘導の考え方】

①風土特別景観地区	◎ 名勝・天然記念物である厳美溪として、すぐれた自然的景観を呈する地区であり、本市の観光拠点の一つとして多くの人が訪れる地区であることから、名勝・天然記念物としての価値をより高めるために管理の強化を図り、国指定文化財として保全・継承を図る。
②風土里山景観地区	◎ 厳美溪及び国道 342 号（厳美街道）の背後に広がる里山の地区であり、水田を中心とした農村景観が展開し、まとまりのある農村原風景を呈している。 ◎ 地域の歴史や暮らしを投影した風土豊かな要素を有する里山の景観を保全するとともに、農村景観に配慮した景観形成を図る。
③風土街並み景観地区	◎ 国道 342 号（厳美街道）沿いに街並みや農村集落が広がる地区であり、田園景観や厳美溪の自然的景観と調和する街並みの景観形成を誘導する。 ◎ 厳美溪沿いには売店などの観光施設が並んでおり、一体性のある街並み景観の創出に努める。
④沿道景観地区	◎ 国道 342 号（厳美街道）及び市道厳美溪中央線の沿道 500m の範囲に該当する地区で、道路から見渡せる田園景観、須川岳の山並み景観が良好な地区であり、これらの景観の保全に努める。

【景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における届出対象行為】

区 分		規 模 等	
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの <sup>注1</sup>	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
		観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート <sup>※</sup> 、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
		汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
		自動車車庫の用途に供する立体的な施設	高さ5m又は表示面積10㎡を超えるもの
		彫像、記念碑その他これらに類するもの	
		広告塔、広告板その他これらに類するもの	
		擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ1.5mを超えるもの
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの		
木竹の伐採		高さ10m又は伐採面積300㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ1.5m又は堆積の用に供される土地の面積100㎡を超えるもの、かつ堆積期間が90日を超えるもの	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取 <sup>注2</sup> 、鉱物の掘採 <sup>注2</sup> 、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が300㎡を超えるもの のり面、擁壁を生ずるもので1.5mを超えるもの	

注1…専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く

注2…農地や河川での行為は対象外

以下の行為は届出の適用除外とする。（景観法第16条第7項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為
- ・ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為
- ・ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

【景観形成重点地区（厳美溪周辺地区）における景観形成基準】

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 厳美溪の自然的景観、須川岳をはじめとする背後の山並みや田園景観など、周辺景観と調和した景観の誘導に配慮する。</li> </ul>			
	指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。</li> </ul>			
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。</li> <li>■ 厳美溪からの見え方に配慮した配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模建築物は、周囲の道路からみてなるべく目立たないように、地形や防風林等に配慮する。</li> </ul>		
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の外壁は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。（既存建築物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の外壁は敷地の境界からできるだけ離すように努める。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最高の高さは13mを超えないものとする。（周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない）</li> </ul>			
	形態意匠	【屋根】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の屋根は適度な勾配を有するものとし、陸屋根は避けるよう努める。</li> </ul>		
		【構造】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 和風建築とし、伝統的な材料、工法、形式に配慮する。</li> <li>■ 平入り※を原則とし、妻入り※は避けるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 和風建築を基本とする。</li> </ul>	
		【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 須川岳など背景の山並みや厳美溪の自然景観との調和に配慮し、突出した形態意匠とならないように努める。</li> <li>■ 厳美溪からの見え方に配慮した形態意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の田園景観、自然景観との調和に配慮する。</li> <li>■ イグネ※等屋敷林は極力保全するものとし、これらと一体となった形態意匠に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の街並み景観との調和に配慮する。</li> </ul>

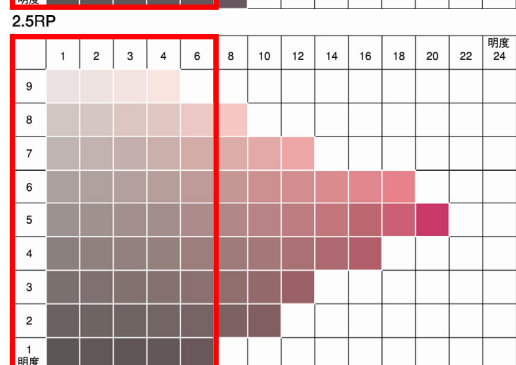
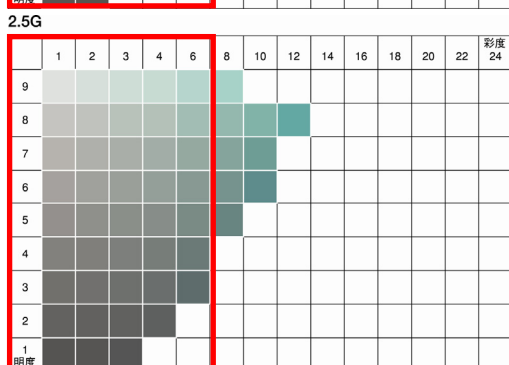
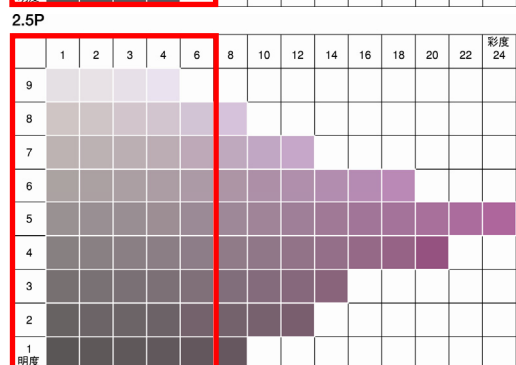
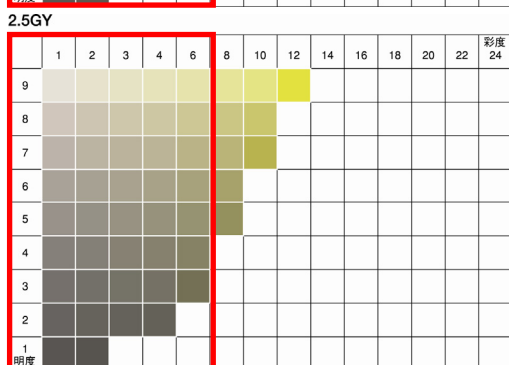
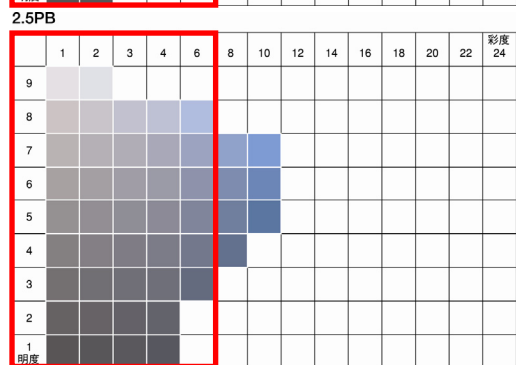
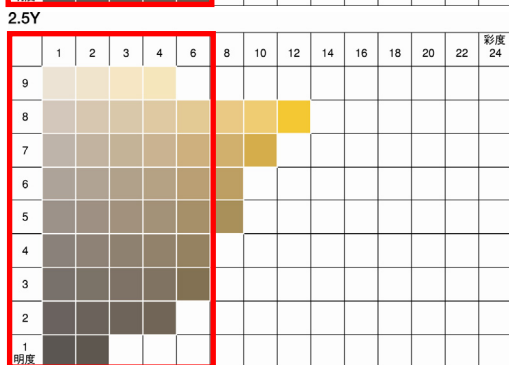
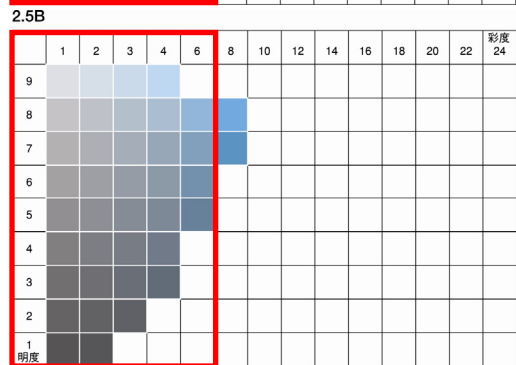
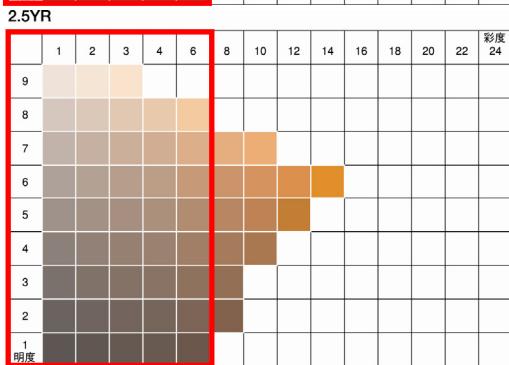
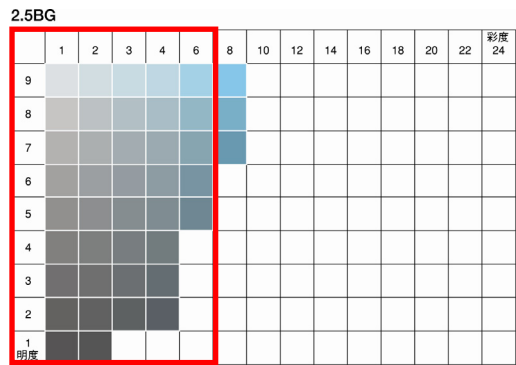
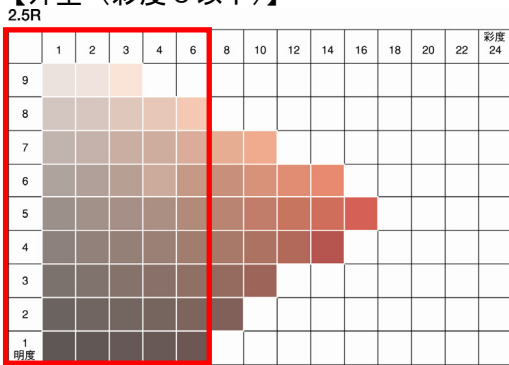
		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
建築物	基準	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の屋根及び外壁の色彩は低彩度色又は無彩色とする。</li> <li>■ 建築物の外壁は自然素材を基本とする。</li> </ul>		
		敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生け垣を基本とする。</li> <li>■ 敷地内はできる限り緑化し、植栽は在来種を基本とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敷地内はできる限り緑化する。</li> </ul>	
		屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緑化や伝統的意匠によりできる限り修景し、周辺の自然的景観との調和に努める。</li> <li>■ 規模の大きな駐車場では、なるべく空間の分節化を行い、周辺の自然的景観との調和に努める。</li> </ul>		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物に附帯する壁面設備、屋上設備やキュービクル<sup>※</sup>、受水槽等は敷地外から見えないように配慮する。</li> </ul>		
工 作 物	指 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。</li> </ul>			
	基準	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。</li> <li>■ 蔽美溪からの見え方に配慮した配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模な工作物は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮する。</li> </ul>	
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物は敷地の境界からできるだけ離すように努める。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最高の高さは13mを超えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない)</li> </ul>			
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えないように配慮する。</li> <li>■ 周辺の自然的景観との調和に配慮する。</li> </ul>			
	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物の色彩は、低彩度色とし、周辺景観と調和したものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物の色彩は周辺の街並みと調和し、高彩度色は使用しない。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工作物の外装に使用する素材は、周辺景観と調和した質感のあるものとする。</li> </ul>			

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区		
工 作 物	基 準	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生け垣を基本とする。</li> <li>■ 敷地外から見て露出した印象を与えないよう、緑化又は遮へいに配慮する。</li> </ul>			
		屋外広告物等	【光源】	【光源】	【光源】	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。</li> <li>■ 光源を内蔵する屋外広告物は避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則として光源を用いない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。</li> </ul>	
			【色彩】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋外広告物、サイン・案内板等の色彩は低彩度色を用いる。</li> </ul>		
			【規模等（④沿道景観地区内）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示面積が2㎡を超えないようにする（ただし自家広告物は除く）。</li> <li>■ 自家広告物では、全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下とする。</li> </ul>		
	【規模等（沿道景観地区外）】	【規模等（沿道景観地区外）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 屋外広告物の表示面積は20㎡を超えないようにする。</li> <li>■ サイン、案内板等の大きさは2㎡を超えないようにする。</li> </ul>			
	屋外照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 街灯、外構照明、投光器などの光は、不必要な漏れ光を抑制し、天空への上方光束や人に対する不快光によって、自然夜景と不調和が生じないように配慮する。</li> </ul>				
木竹の 伐採	指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現在の木竹等の植生はなるべく保全し、歴史的・自然的景観の保全・修景に配慮する。</li> </ul>				
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 史跡保全の目的を除き、木竹の伐採は極力避ける。</li> <li>■ やむを得ず伐採する場合は、伐採跡地を事後の土地利用に応じ周囲の植生と調和するよう緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歴史的に由緒のある木竹や、屋敷林、防風林等の風土景観を構成する木竹は、保存活用するよう努める。</li> <li>■ 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。</li> <li>■ 伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和した緑化に努める。</li> </ul>			

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
屋外における物件の堆積	指針	■ 周辺景観と調和しない物件の堆積はできるだけ行わない。		
	基準	■ 露出した物権の堆積はできるだけ行わない。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。	■ 露出した物権の堆積はできるだけ行わない(ただし農業目的のものはこの限りではない)。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。	
土石の採取又は鉱物の掘採	指針	■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力行わない。		
	基準	■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力避ける。やむを得ない場合は、目立たない場所を選定し、既存樹木や植栽等による遮へいに努める。	■ 道路や眺望点から見て目立つ場所での土石の採取又は鉱物の掘採はなるべく行わないよう努める。 ■ 既存の樹木や周囲の植生と調和した植栽、周辺景観と調和した素材による塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。	
開発行為又はその他土地の形質の変更等	指針	■ 史跡調査等の目的を除き、現況の地形を変更するような土地の区画形質の変更等は極力行わない。		
	基準	■ 現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること ■ のり面は、緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。		■ 開発行為又はその他土地の区画形質の変更等はなるべく行わない。やむを得ない場合は目立たない場所の選定に努める。

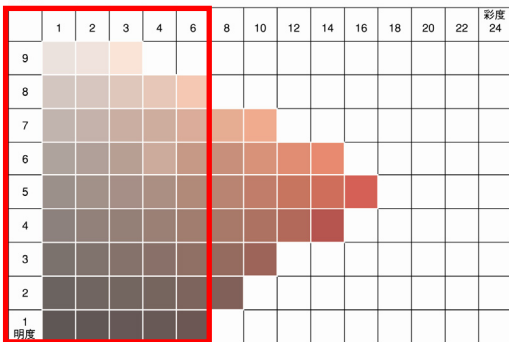
※ 指針及び方針における低彩度とは概ね図の赤枠部分とする。

【外壁（彩度6以下）】

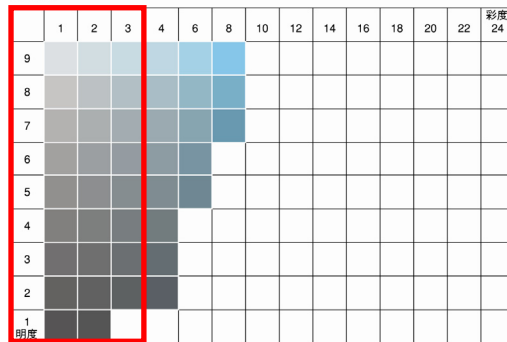


【屋根（色相が0.1P~10Yのとき彩度6以下、0.1GY~10PBのとき3以下）】

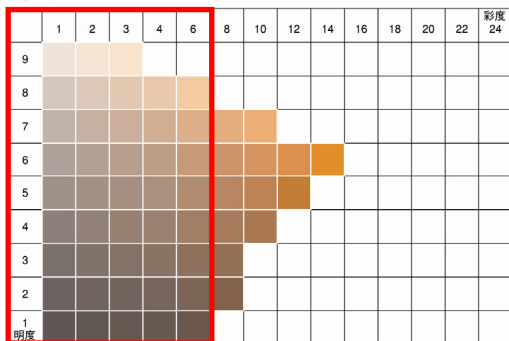
2.5R



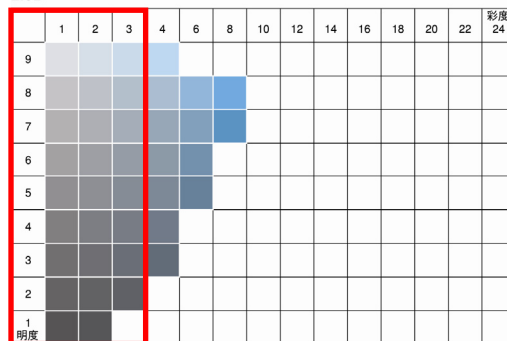
2.5BG



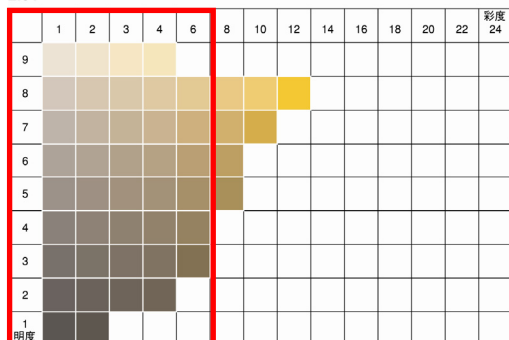
2.5YR



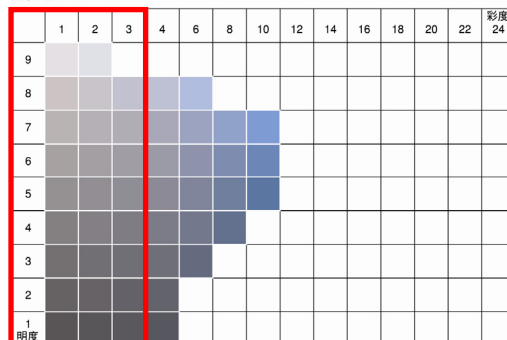
2.5B



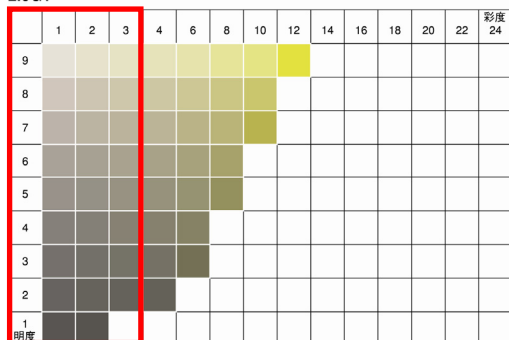
2.5Y



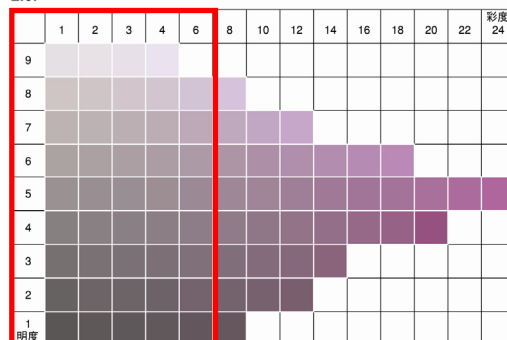
2.5PB



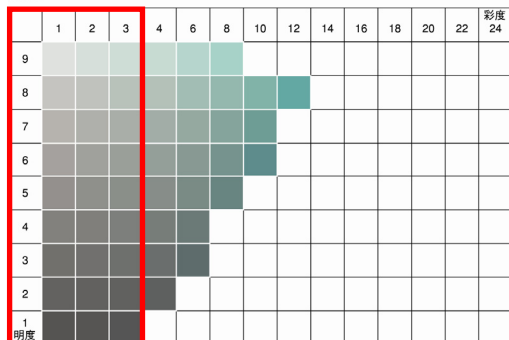
2.5GY



2.5P



2.5G



2.5RP

